
平成20年第4回大和町議会定例会会議録

平成20年6月11日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰 太 郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野元君	保健福祉課長	浅野雅勝君
教 育 長	堀籠美子君	産業振興課長	遠藤幸則君
代表監査委員	三浦春喜君	都市建設課長	高橋久君
総 務 まちづくり課長	千坂正志君	上下水道課長	渋谷久一君
財 政 課 長	千坂賢一君	会計管理者兼 会計課長	織田誠二君
税 務 課 長	佐藤成信君	教育総務課長	瀬戸善春君
町 民 課 長	瀬戸啓一君	生涯学習課長	横田隆雄君
環境生活課長	高橋完君		

事務局出席者

議会事務局長	伊藤真也	班 長	瀬戸正志
書 記	藤原孝義		

【議事日程第2号】

平成20年6月11日（水）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第55号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第7 議案第56号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第8 議案第57号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第58号 平成20年度大和町一般会計補正予算
- 日程第10 議案第59号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算
- 日程第11 議案第60号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第61号 町道路線の認定について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時56分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

少し定刻より早いんでありますが、おそろいでありますので始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番堀籠英雄君及び6番高平聡雄君を指名します。

日程第2「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。16番桜井辰太郎君。

16番（桜井辰太郎君）

それでは、議長からお許しをいただきましたので一般質問をいたします。

私は、企業進出に伴う地域づくりと雇用についてでございます。

我が町も今、大きく変わろうとしております。売上高世界第二の半導体製造会社でございます東京エレクトロンの新工場、あるいはこれらの関連企業の進出決定されるかと思いますが、とりあえず東京エレクトロンの工場が決定し、そして建設予定地の造成が急ピッチで今進んでおります。また、隣の大衡村にはセントラル自動車の新車組み立て工場が移転建設されることになり、いずれも2010年度に操業を開始するということでございます。また、今年に入りまして、販売台数で第一位のトヨタの自動車のハイブリッド車の心臓部分でありますニッケル水素電池の工場が、大和流通団地に移転建設されることになりました。こんなに喜ばしいことはないし、しかも地元経済効果と活性化の起爆剤になり、地元雇用がふえることも間違いないものと私は感じております。

今回の企業誘致に当たっては、宮城県知事の命を受けた県職員の必死の努力により決定をいたしましたことに、私は感謝を申し上げ、大和町民諸手を挙げて進出を歓迎いたしたいと思っております。

今回の私の質問は、初めに企業誘致とあわせて中心市街地の活性化を検討すべきでないかということでございます。現状を見ますと、中心市街地であった商店街の空き地が、商店街の空き地が多く目立ち、そして店舗も空いていることも目立っております。1店あるいは2店は、ほかの用途に使われておりますが、それでも多くの商店はシャッターが下りたまま無残な姿を目にいたします。中心市街地は商業から成り立っているわけではありません。もっと住宅や事務所、工場、公共施設など重要な市街地形成の点からも市街地形成がされておったわけであります。

しかし、中心市街地も変わりなく人口の減少や高齢化も進み、ぱっとしない状況にあるようでございます。中心市街地の活性化は、これらの機能を全体として回復することでなければなりません。果してこれらの機能回復に当たっては、相当の努力が必要じゃないかというふうに思われますが、何といても活性化をいたすには着目すべきは商業であります。商業こそが、人が集まる最大の理由であり原点であると思っております。中心市街地の弱体の直接的な原因は、車社会の発展と都市への人口の流出が要因となり、中心市街地の空洞化が進んだものと考えられますが、そのほかにもいろいろな空洞化の原因が考えられると思っております。これらの原因を反省し、すっきりと整理し、検討し、そして活性化をしてはいかがでしょうか。このことも私は一般質問の中で活性化ということで通告しておりますが、活性化の、活性化をしていくためにはこのようにすっきりと整理し、検討していくということも私の一つの提案であります。このことについても町長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

また、空洞化した中心市街地の活性化に力を注ぐことは可能なことなのか、あるいは本当に必要なことなのか。さらに、車社会の発展した現代において、中心市街地の周辺に住宅が広がり、中心市街地に人の流入を誘因させる、例えば、中心市街地にこれらの人口を逆に流入させる手法はあるのか、中心市街地が必要とするならば、あらゆる手を尽くしていく必要も私はあるのではないかというふうに考えております。中心市街地の必要性についても、このこともお聞かせ、思いをお聞かせいただきたいと思っております。

近年、中心市街地では若者による、中心市街地では若者によるまると市や由緒ある史跡を紹介したり、昔の蔵を紹介したりしております。さらには、蔵を利用してイベントを企画したりしております。市街地観光を気軽に、カジュアルに、日程を組まず、突然の発見を楽しみながら、町を歩く観光を宣伝しているようでもございます。

長い時間によって生み出された景観や暮らしが色濃く息づいているのは、中心市街地ではないかというふうに私は思っております。郊外の新興地は町並みが均質化しております。空間にあっては、人が自分の位置を確認することも難しくなるような光景もあります。この状況は難しくなるような風景もあるように私は感じております。こうした空間では、人々は心休まる場所を失ってしまうのではないかというふうにも思っております。だから、人は不安を感じて心の休まる場所を探しているのではないのでしょうか。その心の休まる場所は、中心市街地ではないかというふうに私は感じております。このことも町長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。私は、前段で述べたように、中心市街地の活性化は必要なか検討してはと述べましたが、本当に必要なか、町長の思いを、さらにお聞かせいただきたいと思っております。

私は、中心市街地の活性化の必要性については、自問自答することもございます。中心市街地を活性化するという事は、そのために中心部に公共投資を行うわけでありまして、さらには民間の投資を誘因しなくてはなりません。郊外の発展と中心部の発展は、同時に達成することは現実的に難しいと考えることもございます。でも、中心市街地に投資すれば、郊外への投資が抑制されてしまうことも心配されます。少なくとも、それらの投資を計画的に実施することはこれから望まれることとございます。果してこのことが一般的に合意得られるのだろうか、そのような心配もございまして、これらのことについても町長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

本町においても、郊外への投資を進め商業の開発を進め、公共施設や病院、銀行などの郊外化を伴い、それがさらに人口の郊外流出を呼び、さらに大規模な商業施設を誘因してまいりました。そう考えると、今後のまちづくりは、中心市街地へ逆に郊外の人口が増加いたした、その人口を中心市街地へ逆に流入させていく必要も私はあるのではないかというふうに考えております。私の自問自答に町長の思いをお聞かせいただきます。

大型企業が進出し、人口の増加が予想されます。企業誘致とあわせて中心市街地の活性化を検討してはということとございますが、私は次に企業誘致でございまして、それらのことについて町長の思いをお聞かせいただきます。

次に、企業立地推進班の中に求人紹介の窓口を設置してはいかがでしょうかということとございます。この要旨につきましては、私は新聞の記事からの盗用でございます。2004年の職業安定法の改正により、自治体にも職業紹介の門が開放されたことは

町長もご存じのことと思います。この門が開放されたことにより、東北では15市町村が職業の紹介の窓口を役場の中に設置いたしたと記事が掲載されておりました。職業紹介を行っている行政は、このお隣の色麻町にございます。色麻町は東北では2番目に開設したそうでございます。基幹産業の農業だけでは生活ができないことや、地元には仕事先がなく働く場所がない。息子が家を出ていってしまう。息子を何とか引きとめたい親の気持ちなど、多くの切実な要望を何度も町長は耳にし、職業紹介の窓口を役場に開設し、町民からの就職相談をいつでも受けられる、正規社員を中心に常勤雇用の職場に絞って紹介しているようでございます。採用計画がない企業に直接働きかけ、積極的に求人を掘り起こしているようでございます。開設してから間もなく4年になりますが、4年を過ぎますが、今年の4月で求人は178人で、そのうち52人が町の斡旋で就職した事例が載っておりました。本町においても、大型企業の誘致に伴う求人が求められるわけでありますから、職業安定法の改正を活用し、求人紹介の窓口を企業立地推進班の業務内容に設置してはいかがでしょうか。私は、これらのことについて質問をいたしますが、大型企業の誘致を町民に還元していく町長の姿勢を、私はお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、蒸し暑い方、上着脱いで結構ですからどうぞ。

答弁求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、桜井議員の質問にお答えをしたいと思います。

中心市街地の活性化につきましては、これまでも関連のご質問もいただいておりますけれども、この件につきましては全国的な課題となっております。多くの地方都市では、以前にも増して厳しい状況にあるとの声が多く聞かれるところでございます。

本町におきましては、都市計画マスタープランに基づきまして、市街地の拡大を図りながら、各種都市機能の整備や商店街の活性化に向けた商業環境の改善を図るべく、計画的な市街地整備事業を押し進めているところでございますが、東京エレクトロン社さんを初め大型の企業立地が複数決定をいたしまして、本町はもとより周辺地域への経済波及効果に大きな期待が寄せられておるところでございます。

こうした中で、現在進めております第4次大和町総合計画策定と連携を図る上で、仮称大和町中心市街地基本構想検討委員会を早急に、早急に組織し、中心市街地の課題を整理し、そのあり方を検討してまいることとしておるところでございます。委員の構成につきましては、総合計画との整合性を図るため、大和町総合計画策定懇談会のメンバーにも参画いただくことにしております。その答申内容につきましては、調整の上第4次大和町総合計画に反映させてまいりたいというふうにも考えております。

次に、町独自の求人紹介の窓口を設置してはとのご質問にお答えいたします。

大型企業の立地が複数決定しておりますが、毎年度の投資額や採用計画は、まだ具体的に決定されていない状況にあります。今後、企業側の求人にとりましては、厳しい環境になることが予想されますことから、宮城県はもとより公共職業安定所や高等学校の進路指導担当者との情報交換をはじめ、既存の大和町企業等連絡懇話会等の関係機関との連携を密にしながら、その対応を図ってまいりたいと考えております。

また、町民に対します情報の提供といたしましては、広報たいわへの企業案内や求人広告の掲載につきましても、必要な立地企業に対しまして、その活用を促す等の町独自の施策も推進していくこととしておりますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

第一点でございますが、町長の答弁の中から質問させていただきますが、以前にもまして厳しい財政状況の厳しさについては、これは町民の方々もおわかりなっておるわけでありますけれども、何といたっても、人口の流出を食いとめていただきたいというその思いは、私は切実なものじゃないかというふうに思っております。答弁の中にございました、都市計画マスタープランの中心市街地、特に吉岡地区の活性化については、インフラの整備、あるいは、これからのまちづくりにどのように公共投資をしていったらいいかということについても、今回の第4次総合計画の中で特に力強く検討していくという答弁がありました、私は絵にかいたもちではなくして、このことがやっぱり3年、4年、5年、10年たっても実現できるような、そのような継続し

た検討委員会と形にしていく、その行政指導が私は必要じゃないかというふうに思いますが、このことについても、さらに町長の思いをお聞かせいただきたいと思いません。

特にまちづくり三法が成立し、そして中小小売業の政策、あるいはその中心市街地政策が新しい時代を迎えることにより、中心市街地の再構築と活性化をつくり上げていくためのまちづくり三法であります。このことも活用しながら、私は旧市街地の活性化、人口が集まり、そしてにぎやかになっていく、そのようなまちづくりも、この三法を活用し、そして実施していく必要も私はあるのではないかというふうに思いますが、このこともお聞かせください。

さらには、中心市街地が今シャッターストリートになっている町がたくさんございますが、その町などでは特にリフォームをし、あるいはデイサービスやグループホーム、あるいは新しく店を開設しようとする、そういう人たちへの支援なども実施しながら、市街地の空洞化に歯どめをかけている、そのような市町村もございますが、それらの地域への研修なども兼ねながら、私は今回のその三法を活用していくことも必要じゃないかというふうに思いますが、このこともお聞かせいただきたいと思いません。何ぶん中心市街地の活性化は、簡単に結果が出るわけでもございません。この課題は非常に大きいものと思いますが、長い時間かかっても、やっぱりこの活性化を望む声が多いわけでありまして、努力を私はすべきだと思っております。

そして、中心市街地の空洞化のセーフティネットは一体何なのか。その結果を、やっぱり課題を答えとして考え、そしてそれらの答えをどしどし実現していく、この姿勢も私は必要じゃないかというふうに思っております。今回、第4次総合計画の中でも中心市街地の課題を整理し、そして総合計画策定委員会のメンバーの中からいろいろと答申されるという説明もございましたが、そのことを十分にやっぱり長い時間かかっても検討してほしいということを私は考えております。私の再質問に対しての、それらについてのお答えをいただきたいと思いません。

さらには、求人紹介でございますが、何といっても若者に職を与え、そして健全に社会に溶け込み、そして社会全体の中でこれからまちづくりをしていく、その子供たちにやっぱり仕事を与え、そして一生懸命に生きていくこの姿勢を、私は行政で進めていくことが最も大切なことではないかというふうに思いません。特に農家の現状を見ますと、今政策の中で農地が集積され、そして集積参加した農家の人たちは、新しい仕事を見つけていかなければならないということで、非常に心配をしていることも事

実であります。これは農家だけではなく、国民、町民皆ひとしく考えておるようではありますが、そのようなことも十分にやっぱり検討を加えながら、この求人紹介をしていく必要が、私は早速にあるのではないかというふうに思っております。私が幾つかご提案を申し上げましたが、それらのまちづくりについて、検討委員会の中で検討されながら一つの考え方を出示していただければと思いながら再質問をいたすわけではありますが、このことについて町長の思いをお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それではお答えをいたしますが、まず計画等につきまして、実効性のある計画をとということだというふうに思っております。

ただいま第4次総合計画がいろいろ懇談会等々やりながら検討やっておるところでございます。今回、その総合計画につきましては、専門的な方々が比較的少ないといえますか、状況にあります。このことにつきましては、どうしても絵に描いた餅というお話がございましたが、計画倒れ、そういったことになる計画がこれまで多かった部分が大変ありました。実効性のある本当に必要なまちづくりのためのもととなる計画をつくるには、やっぱり住民の皆様方、そしてここに住んでる方々、職員も含めてですね。そういった中でつくっていくことが大切であろうという思いの中で、そういう形で進めておるところでございます。絵に描いた餅にならないように、当然そういったもの、基本的な考えの中で進めてまいりたいというふうに思って、今進めております。また、中心街という定義といえますか、でございますが、これまで大和町吉岡に行った場合、旧——旧っていいですか、現商店街を中心街というような形で考えてきた部分がございました。そういった中でこれまでのまちづくりは、その商店街といえますか、中心のエリアの拡大ということも含めてまちづくりを進めておるところでございます。したがって、この町並みはもちろんでございますが、今やっております南区画整理組合等々も含めた中心街の拡大という部分をもって考えておりますので、全体を中心街として見て、考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

その中で、この商店街についての、残念ながら空洞化といえますか、そういったシ

ャッターの閉まってる店が多くなっている等々につきましての今後の課題ということでございますが、そのことについて今、これまでもいろいろ商店街の方々とも話し合い等もやってきた中でございます。その一助——一助っていいですか、その一つの方策としてまると市をやったり、そういった地域の商店街の若手の方々が、いろいろな発想の中でそういった事業をやったり、または叶蔵やったりという形の工夫がなされているところではございました。そういった工夫の中ではございますが、まだまだそういったものについて、何ていいですか、劇的な効果というのが見えていないところがあるんだというふうに思っております。

今後のこのあり方について、先ほども申しましたけれども、この中心市街地の基本構想の検討委員会というものを、今、早急に立ち上げようとしているところではございますが、商店街を含めたこの中心市、中心市街地といいますか、その今後のあり方について、当然町として大事な課題として取り組んでいかなければいけないというふうに考えておるところでございます。そこ中でいろんな法律等、法的なものについても利用できるものがあれば、当然そういったものは活用しながらですね、やっていくことは当然のことだというふうに思っております。具体的にどれをどのようにということにはなっておりませんが、そういった考えで今、現在も本当はもうやってる状況でなければいけない、第4次総合計画の中でもそういうふうにはやっていると状況でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

また、このことにつきましては、行政ということはもちろんでございますが、やはり地域の方々、または商店街の方々、商工会関係者の方々、そういった方々のそういった思いっていいですか、そういったことも大切になろうかと思っておりますので、そういった関係者の方々のそういったものに対する——何ていいですか、行動っていいですか、そういったものも期待するものでもございます。

次に、求人紹介の件でございますが、地元で職の場を、職場を、働きたい場があるということ、これが非常に望まれることでございます。大和町につきましては、そういった中で北部工業団地なり東区画整理組合なり、大和町内に企業さん、他の地域よりも多くの企業さんの進出がございました。そういった意味では恵まれておった地域ではないかというふうに思っております。さらに、今回東京エレクトロンさんはじめトヨタ自動車さんの新設といいですか、またはパナソニックさん等々が決定してるところではございますが、その職場の提供、自分たちが働きたいと思われるような提供ができたということ、このことは、私は企業の進出ということの中で一番大きなメリッ

トといたしますか、ではないかというふうにも思ってるぐらいでございます。そういった職場に皆さんが就職できる場を提供できたということですね。そういった中でございますので、そのことがまず第一であったというふうに思っております。

求人紹介をしると、職の場を、に、そこまで町がかかわってはどうかということ、そういったことの考え方もあり、色麻町さん等でもやっておられるというのを存じております。大和町の場合はハローワーク等々がございます。ああいった専門のところがございますし、町で紹介するという部分までは至っておらないところでございますが、その最終的な窓口としては、ハローワークさんがもっと間口広いですし、専門的な部署も持っておられるわけですから、そういった形の、最終的な部分については、ハローワークさん等の紹介がベストではないかというふうに思ってるところでございますけれども、例えば、企業の紹介とかですね、そういったものにつきましては、例えば今インターネットで接続できます。リンクするような形もできるものですから、そういった企業さんの方にリンクできる、リンクして、何ていいますか、企業募集の方につながっていくとかですね、そういった方法とかはこれから、まだやりきれておらんところでございますが、そういったことはやれるんだろうというふうに思っております。そして、そういったリンクもしていきたいというふうに思っております。

また、先ほども申しましたけれども、今広報誌にPR欄といたしますか、コマーシャル欄の広告欄っていうんですかね、を設ける、設けておりますが、残念ながらまだその広告の提供はないところでございますけれども、ああいったところに企業さんにお声がけをして、あそこに求人が出せるのか、ちょっとその辺は検討しなきゃないところもあるかと思っておりますけれども、そういった方法でやるとかですね、そういった接点を持つようなことはやっていきたいというふうに思ってます。

ただ、最終的には、企業との直接の紹介とか企業さんにこの人お願いするとかということについて、行政の、今の状況ですね、ちょっとどうなのかなというところがありますし、幸いにも、大和町にはハローワークという専門のそういった施設もございますので、そのの末端といたしますか、最終的な部分については、そちらの方にお任せをした方が、紹介する方もされる方もいいんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)

桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

ただいま回答いただきましたが、郊外にできた大きな生活拠点、それと旧の中心市街地、この中心市街地をやっぱり線で結んでですね、循環型の生活環境ができるような、そのようなまちづくりを今後ご期待いたします。

また、雇用でございますが、この雇用についても、回答にもありましたが、広報誌あるいはネットに掲載し、そして自由にだれでも調べられるというシステムづくりなど、これから期待されるそのような事業を進めてまいるということでございますが、やっぱりハローワークを中心に、そして行政も支持しながら、町民の雇用の場を拡大できるように期待して、私の質問を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

以上で、桜井辰太郎君の一般質問を終わります。

続きまして、10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

通告に従いまして1件1要旨であります。

ちょっとその前に一言。

大分理解してもらっているようでございますが、今日は何の日、6月はいろんな日いっぱいあるんですね。6月6日は私の誕生日、6月7日は議長の誕生日です。6月15日、大友議員の誕生日。生まれた方は非常におります。立派な方が。

ところで、本日は黄色いリボンという映画で有名なジョン・ウェインが死亡なさってるそうでございますね。非常に印象深いあの映画でありましたが、私も見ております。

本文はこれではなくて、町長、今までの歴代総理でだれが尊敬者でしょうか。今日は、その歴代総理田中角栄が、当時通産大臣だったときですね、日本列島改造論を発表した日であります。それこそ日刊工業新聞で刊行した本であります、88万部というベストセラーになった本であります。高度成長期にですね、いわゆる都市部に集中したものを地方に分散させるというふうな、そういう最終の目的があったんだろうと解釈しておりますが、置きかえてみれば、大和町も大企業の進出でですね、産業革命に匹敵する町を動かすですね——ような今企業進出の状況であります。過去には農工並進のまちづくりとかですね、あるいは新産業都市構想なんてありましたが、まさ

に歴史を、表現を変えた大和町の躍進が約束される、あるいは期待されるんだらうというふうに思っておりますので、町長も田中角栄とはいいませんが、何かの発表する時期を見てですね、まちづくりに対する思いを発刊なさってはどうか。

そこで質問に入りますが、昨日、あるいは今日の桜井議員を入れまして6名ですか、7名の方が企業進出等々に関する質問なさっております。ほとんど類似した質問であり、あるいは同じような答弁が繰り返さっているということも事実でありますから、ごく本当に簡単に質問させて、要点筆記といいますか、そんな感じでやらせていただきます。

件名はセントラル自動車の―― 済みません。立地企業従業員等の居住促進についてであります。定住と居住、どのように違うのか調べてみたんですが、余り差がないので、表現は余り細かく分析しないでください。

セントラル自動車の広報担当によりますと、従業員、家族、関連取引先などを入れますと、約4,000人の規模の移住者になるのではないかと推測しているようでございます。4,000人といえば、一つの町ができるのと等しいというふうな解釈もできると思います。現在、毎週土曜日、県庁及び進出する仙台北部中核工業団地の視察が行われております。見学は、7月まで17回行われ、最大で4,000人が参加するというふうに聞いております。社員は、移転する不安は確かにあると思います。会社も社員の不安解消に対応するとしております。また、住宅を個人で手当てをするのか、あるいは会社で手当てするのかは、今後の検討課題であろうというふうについておりますが、そこで、毎週土曜日視察した社員の感想、評判はどうかをお教えをいただきたいと思っております。

情報によりますと、従業員の住居は、必ずしも今ささやかれておるところだけではないという見方をする人もおります。例えば、今現在泉区、富谷町、大和町、大衡等々いわゆる仙北の方でございますが、いわゆる仙台市の東部、宮城野区まで拡大するのではないかとというふうな見方をする、ある情報通の方もおります。これは、極めて競争率の高い、あるいは今後のまちづくりに影響する生活圏の秘める住居でありますから、余りに過当競争にですね、自治体が参戦しますと、県の進める企業立地のあり方が問われるような問題に発展しかねない。もう少し連絡協調の情報交換の場を持って、私はいんだらうというふうに思いますが、町長のご所見もあわせて伺っておきたいと思っております。

当然、本社を移転するということでもありますから、時間とともに土地購入や住宅購

入などの動きがふえてくるのは、目に見えているはずであります。また、大和町内にあります吉岡第二区画整理組合の公益施設用地、庁舎の2ヘクタール、最初は2.7でありましたが、0.7今買収しておりません。あるいは、保育所用地ということで30アールを設定しておりますが、それもまだ全然手がかからずの状態ではありますが、セントラル自動車は、去る5月の21日か二十四、五日でしたか、県の建設協会で各企業にです、建設候補地を挙げてくださいというふうな説明会があったそうでございますが、大和町としては、今言った公益施設用地等々のそれをご紹介をなさったのか、ちょっと私はっきり把握しておりませんので教えていただければと思います。

ただ、あの用地は区画整理組合所有でございますから、建設候補地になり得るのか、あるいは、なり得るために何かクリアしなければならない問題があるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、浅野議員さんの質問にお答えをします。

セントラル自動車が仙台第二北部、第二仙台北部中核工業団地に約40ヘクタールの土地を取得して、本社工場を移転するとの内容を盛り込んだ調印式が、去る2月21日に行われております。総投資額約490億、2010年の操業開始、従業員は約1,300人の新工場への配置の予定とのことです。このことから、セントラル自動車では、従業員に対して、新工場移転先地見学会を3月22日から7月26日まで、議員もお話でございましたが、毎週土曜日17回実施するとのことで、毎回従業員の家族も含めて200名ほどの方々が参加しております。

県庁での知事の歓迎のあいさつや各市町村のブースによるPR後、大型バスでの新工場や近隣の住宅団地を見学する内容となっております。私自身も県庁での歓迎会には日程の都合がつく限り参加するようにしております。大和町にぜひ住んでいただくようPRに努めておるところでございます。特にまほろばタウンは、見学コースに組み込まれておまして、参加した従業員の方々の口コミから、新工場への近さや住みやすさなど、見学会を重ねるごとに、大和町内の住宅団地の分譲価格や学校、病院、子育て支援制度などの問い合わせが多くなってきております。

町といたしましては、今後とも、今後も新工場への通勤の便利さ、教育や生活環境の充実などを大いにPRしてまいりたいと考えております。

また、セントラル自動車さんでは100人、200人、300人規模の独身寮を手配したい考えで、各市町村に供給可能な土地の情報の提供を求めておりまして、町といたしましても、各土地区画整理組合を通して、通じ提供できるよう調整中でありまして、吉岡南第二土地区画整理を含め、寮等が建築可能になるよう、町としての地区計画の再検討も必要となってくる場合があるものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

さっき質問の中で、何ですか、現地を視察している皆さんの感想をお伺いしたんでございますが、どのような感想を持っておられるのかですね、いろんな口コミの情報聞きますとですね、やはり相模原からですね、大和町まで来るまではいろんな状況、もちろん生活環境等々ですね、ご心配な点が多々あるというふうなことも聞いておりますが、実際毎週今来ておられる方々の評価ですね、感想をお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、先ほども言いましたが、セントラル自動車が住宅確保に協力を要請したというふうな県の建設協の会館ですか、あそこで行ったそうでございますが、そのときですね、その後の行動、あとの行動としてですね、富谷町で今度説明会があったそうでございますが、何社ぐらい企業さんがお集まりになったのか、もし数的につかんでおられるのであれば、ご紹介願いたいというふうに思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどの質問、情報がいろいろ伝わっておりまして、そういった基礎情報を持ちな

がら来る人が多くなってきたという状況でございます。年代層も各年代各いろいろございまして、50代の方、あとは30代、40代の方、また20代の方々、それぞれでございまして、そういった中で皆さんもいろいろ勉強してこられております。何ていいますか、来る方も非常に真剣に伺いますか、現地を視察に来る方と半分観光のような方もおいででございまして、その辺はいろいろあるわけでございます。若い方ですとレジャー施設がどうですかと。ゴルフ場が近いですという話が非常に評判がいいようでございまして、どっからでも30分ぐらいで行けますという話。そうすると、これは各年代層に非常に喜ばれておるようです。あとはこういった自然、山が近い、あとは海が近い、海では釣りができる、スキューバダイビングできる、サーフィンができる、また温泉が近いとか、そういったレジャーに興味を持ってる方が、比較的若い人には多いようでございます。それと、年代の高い方はですね、逆にいうと、我々はもう定年が近いので、家族では来ないかなというような感覚の方も多いようです。ただ、そういった方も奥さんも来られておりまして、お話しするんですが、定年後もいいですよという話をしますと、どこがいいですかと。要するに、気候がやっぱり非常に向こうよりはいいというふうに思っておられますね。気候ということとは、こちらは寒くもなく暑くもなくということと、暑さの中のいわゆる不快指数が低いと伺いますか、ベトツとしたところがないと伺いますか、年とってはそういうのがいいですよと、興味を持たれる方もおいででございまして。それから、やっぱり若い人、ご夫婦、小さい子供さんたちがおいでの年代ですと、奥さん方の働く場、旦那さんはセントラルだったらセントラルに勤めるんですが、奥さん方の働く場はあるんでしょうかと。どういうところがあるんでしょうかねというようなご心配、ご心配というかな、そういうやっぱり共働きの方も全部ではないにせよいらっしゃるということで、そうしますと、そういう方々については子育て、児童館とか保育所の関係について心配されているということです。それから、中学校、高校ぐらいの子供さん、高校生の子供さんはなかなか来ておられませんが、中学校に入るぐらいの子供さんたちは来られております。そういう方々、子供さんたちに聞くと、子供さんたちとすれば、何かまだわけわからないっていった状況ですけれども、そのお母さんたちは、やっぱり教育環境ということに随分気をつけておられます。

そういった中で大和町の評判っていうの、大和町がっていうことはなかなか言ってくれないところがございましてけれども、大和町は聞いておりますというような返答をいただきます。私もあそこ土曜日には行ったときにですね、よく言うんですが、大和

町です。「大和」という名前はというところから始まるんですが、相模原がたまたま大和市のすぐ隣でございます。ですから、同じ大和と書いて、大和市さんと同じ大和町ですと。大和市さんとはいろんなおつき合いもあって交流もあってという話をさせてもらいますが、そうすると意外にわかってもらえてる、名前的にはですね。あと、やっぱり勉強しておられる方は次の日、自分でレンタカーで回るようで、改めて住宅団地をですね。そういう方々については、そういうふうに戻る方と次の日観光する人がいるようすけれども、さまざまですけれども、そういった中で、大和町の話をするれば大和町はいいですねもちろん言われるんですね、そのときはですね。それでどこがいい悪いという話ではないんですが、そういった意味で意外に名前に知られてきているということと、あと皆さんが、来られる方々が結構そういった勉強されておられまして、住む場所についてはある程度目標を持ってると思いますかね、そういう状況ではなかいと思っております。

先ほどお話しありましたが、宮城野区の方にもという、その傾向が全くないというわけではないというふうに思っております。これは、これまでもいろんな企業さんが来られた中で調査をした中では、やっぱり年代的には宮城野区に住む人があったり、あとは泉区に住む人があったり、大和町に住む人があったり、そういったこれまでの傾向からいいますと、そういったことがございますので、皆さんがすべて会社を中心に何キロ以内だけに限らず、やっぱりいろんな目的の中で住まわれるということはあるんだというふうに思っております。

それから、先日の説明会ですか、あのときに富谷町さんで行われた説明会に、26社とかって聞いたと思うんですが、正確ではございません。これはちょっとまた聞きでございましたので、来られたという話は聞いているところでございます。

公益施設用地につきましては、あそこにつきましても、町として独身寮の場所としてもいいのではないかというような考えも持って、組合さんともご相談させてもらったところでございますけれども、組合さんとすれば別な方で提案をということでございました。組合さんのご意向に沿った形で今提案をさせてもらってるという状況でございます。

また、建てるに当たって何か必要になってくるのかということでございますけれども、やっぱりそうなってきますと、地区計画の再検討とかその辺は出てくるものというふうに思っております。

あと、1回目にあった中で、過当競争ではないかということで連絡協調をもってと

いうこと、みんなが基本的にはそう思ってますが、いざとなりますと、やっぱりそうは言いながら、皆さん我が方にといいことになりまして、県庁のブースでも、ここまではやっていいけれどもこれ以上やってくれるなどいいですか、例えば物を配るとかですね、そういうところもありまして、その辺の過当競争は逆に抑えられてるところがあるんですが、やっぱり皆さん思いがそれぞれございますので、来られた方の方が、ちょっと戸惑うところがあるのかもしれませんが、現在なかなかその辺をみんなで調整しましょうという、大和町どうせ出てくっからだべというような言い方もされかねないところがあります。よくわかるんですが、何か皆さんの思いがかなり強いということで、ちょっと過当競争ぎみになってる現状はあるのかなというふうには思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

いずれ村井知事が先頭にやった誘致のシナリオですね、誘致のシナリオであります、いわゆる住環境あるいは工業用地、そして奨励金だと思っております、それこそ知事の考えに沿ったもので恐らく今動いているんでしょうけれども、この範疇に入る町村がですね、けんかをせずにはですね、バランスのとれたそういう用地、企業誘致であればよいのかなというふうに願っております。

以上をもって、質問を終わります。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で、浅野正之君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時56分 休 憩

午前11時06分 再 開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回のテーマは、現在、現在ってというか、これまでずっと継続して今後もやっていかなければならないという、今取り組んでいる施策ですか。その中から二つ、これまでの経過とあわせて今後どういうふうにしていくのかなあということを考えての質問ということでさせていただきたいというふうに思います。

1点目は、学校給食に関してなんでありますが、テーマとしては炊きたてで食べる御飯を学校給食に提供できないかということであります。今はもう学校給食当たり前、ないのが異常という時代になりましたけれども、今回のこの質問するに当たってですね、その給食の全体像というか、そういったものを改めて検証させていただきました。

この歴史をひもとくとですね、ルーツは明治時代、山形県で私立の、言ってみれば寺子屋でしょうか、そういったところで貧困のために食事がとれない子供たちに対して、お握りだとか焼き魚をそこに提供したということが、一般的に言われるルーツだというふうに言われてるようであります。

その後、国の方でも、その必要性をかんがみて、虚弱児救済あるいは就学奨励といった意味合いでどんどん広まっていったと。途中、第二次世界大戦等々戦争、戦況が劣悪化、激しくなってきた物資も滞り、さらには終戦を迎えて食料・物資の不足から子供たちはもとより世の中全体が飢えている時代に入り、その影響もあって子供たちも現在飽食の時代と言われておりますけれども、体格も2歳以上子供たちは体格が違ってたというような状況。こういった中で駐留軍が見かねてララ放出物資というんでしょうか、要するに、小麦粉だとか脱脂粉乳を提供して、子供たちの食環境を回復させたということのようであります。

近年になって、昭和43年に俗に言う学習指導要領に基づいた学級指導という形に変化をし、51年に米飯給食とそれまでのパン主流から米主導になってきて、元年になって学級活動の位置づけとして給食をとらえる。最近では、もう相当時代が変わったと

いう感想を持つわけではありますが、この給食を通して一人一人の健康だとか、あるいは食事をコントロールする自己管理能力のために給食をやっているんだと。小児性生活習慣病っていうんですか、そういったところの若年齢化が激しいということで、大人と同じように生活習慣病の抑制までを給食が役割として果たすような時代になったということで現在を迎えているということだそうであります。

また、一方、もう少し視野を広げてみますとですね、1週間ほど前に世界的な会議もあったわけではありますが、WFPという食糧計画、世界食糧計画っていうんですか、そういった中で、要するに食糧危機に対してどうすべきかというような議論がなされておりまして。これは各種報道等々で皆さんも伺ったことだろうというふうに思いますが、この中でですね、WFPそのもので学校給食に対して40年間ぐらいの支援というか、そういったものをおこなっています。そのキャンペーンの名前が「学校へそして飢えから抜け出す」というようなことで、先ほど述べた日本の明治から戦後間もない時代あたりまでの日本の状況を彷彿とさせるようなことが世界各地に多くあって、その深刻さが増しているというような状況だということだそうであります。そういう給食と一言で言ってもとらえ方、考え方、そういったものは一つではなく、多面的な要素を持っているということのようでもあります。

さて、今回の質問の要旨であります、大和町の場合、町立学校における学校給食の業務を効果的かつ機能的に処理するという目的を果たすために、大和中学校、現在の大和中学校のわきに給食センターを設けて集中一括調理を現在は行っていると。そこでつくっているものは、主に副食物というか、要するに主食を除いたものというふうに承知をしております。反対に主食については、財団法人の学校給食会というところを通じて業者が納品をしているというふうに伺っております。主食、副食物いずれにつけても一括集中生産、配送という、言ってみれば工場出荷みたいな形での現在提供というようなことによってもですね、まあ当たり前でありますけれども、つくってから子供たちの口に入るまで、言ってみれば相当時間があるという状況の中で、聞くところによると一番早い到着、学校それぞれによっても違うそうではありますが、9時半ごろには、もう一便到着しているというところもあるやに伺っております。食事の、これはもう言わずもがなであります、食事の食味っていうかおいしさの大きな要素として温かいものは温かくと、冷たいものは冷たくということがあるわけですが、味がおいしいという以外に、その温度というのも相当大きなファクターになると思うんですが、このことについては、今述べた中では当然限界というものがあって、

特に搬送の形が食缶、要するに何か弁当箱の大きいやつということで配送している御飯については、特に冬場冷めやすいという状況の中で子供たちの口に入れていたという状況であります。

大和町は日本を代表するみやぎ米の主産地の一角を担っている地域であります。唯一町内で食料自給率で 100%を超える作物でもあるわけであります。ですから、この地元の食材を使ってですね、まずは完全給食、米飯の完全給食をするべきじゃないかということをおもっておりますし、また御飯の提供を炊きたてで提供していくべきじゃないかと。いく方策を考えてはどうかと。いわば地域密着型の学校給食として、俗に言う教育財産というものにもなり得ると。言ってみれば望ましい食のモデルっていいんでしょうかね、そういったことにもなるのではないかといいふうに考えます。

子供の心あるいは体を健やかに育てるといふ崇高な目的を達成するためにはですね、やっぱり基本となる健康維持あるいは食事、そういったものは、もう外せない、とても大切なものであります。また、私もそうではありますが、同じ御飯を食べるにしても炊きたてで食べる食事っていうのは、まあ言ってみれば梅干し一つだとかおみそ汁、たくあんだけで食がすすむと。町長も申されております「早寝早起き朝御飯、もう一杯おかわり」でしたっけか。そのもう一杯おかわりにすすむためには、やっぱりおいしいんだという実態がないとですね、なかなか、無理やりだとなかなか口に、のどを通らないということだと思っておりますので、この辺について検討できないかということをお伺いしたいということでもあります。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、高平議員の質問にお答えをします。

現在の学校給食につきましては、平成9年度から給食センター方式を取り入れまして御飯やパンを除く献立のすべてを給食センターで調理して配送いたしております。御飯につきましては、議員もお話のとおり財団法人宮城県学校給食会から購入した黒川郡内の米を町内の業者に炊飯を委託いたしまして、炊飯業者が専用の容器で各学校に配送をしておるところでございます。炊飯業者におきましては、炊飯時間の調整や配達ルート工夫などを行いまして御飯の保温対策を実施しております。学校給食セ

ンターでは、5月から学校給食の調理後の適切な温度管理を行うに当たり、食缶などに設置した専用測定器で御飯をはじめとした献立の温度調査を小規模校を対象に実施することとしております。学校給食センターで調理された献立が食缶に配缶されてから学校での給食時の配食する直前までの温度変化を把握するものでございます。今後、これらの資料をもとに保温に関する対策等について検討したいと考えております。

なお、食育指導につきましては、平成17年度から学校栄養職員を特別非常勤講師に任命いたしまして学校での食に関する指導充実を図っており、各学校に、学校の希望に合わせた食の大切さなどの給食指導や学年に応じた食に関する指導を担当の先生と協力してTT授業、チームティーチング、先生とその非常勤の講師が一緒となった授業で実施しております。

また、地元の食材に対する理解を深めるために、地元食材を多く使用するための関係者との協議や地場産給食の日を設けるなどして地産地消を推進して食べる給食を目指し努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

まず、いただいた回答の中からはちょっと気づいたことをお伺いをしますが、黒川郡内の米を指定をして炊飯業者をお願いをしているということではありますが、なぜこれは黒川郡なんでしょうね。大和町産ということではなくて、黒川郡というふうになっていることについて、どういう考え方でそのようにされているのかお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

このことについては、私も実は疑問に思っていて、大和町ではないんですがという言い方をしてるんですが、農協さんが一本になってるということもあるんだと思

ますし、あと契約の仕方なんでしょうか。今倉庫を、多分何カ所かで保管してると思うんですけども、その中の配送の問題等々もあるのかというふうに思っております。ちょっと具体的に正確なところは存じませんが、確かにおっしゃるとおり大和町ではできないのかという疑問は私も持っているところございまして、この辺はもう少し調べてみたいというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

町長もご承知のとおりですね、隣町である大郷町さんは大郷町産の産地米指定で、それも無農薬米ということで、銘柄指定までして子供たちに提供をしております。これは改善が早急にできるかなというふうに思います。

今言ったように町長も疑問に思ったということでもありますので、ぜひ検討、検討というよりは調査をしていただいて、なるものであれば早速していただければというふうに思います。

それと、今回の質問のですね、趣旨、要旨、ごらんさせていただくとおわかりになりますが、私は保温状態を保ってだとかってということではなくてですね、炊きたての御飯を提供できないかという提言なんです。それに対してのお答えを実はいただきたいというふうに思ったわけでありまして。

ご承知のとおり大和町、もともとは言ってみれば、自校炊飯というか完全自校炊飯ではなくて、各地に給食室を設けて、各地区ごとに小中学校単位で給食をつくって提供してたという歴史があったのを、時代の流れとともに先ほど言った平成9年ですか、集中生産方式に変えたということがあります。ですから、これをまた改めて各校に戻せというのは、これはもうかなり、かなりというか相当の決断がないとできないことだろうと思います。

しかし、一方で先ほど言ったようにですね、給食が相当教育に関する要素がふえておりますし、世界的な食糧飢餓に対する給食とは全く意味合いが違っているわけがあります。そういった中で、工場生産的な印象を持ったものをですね、提供し続けるというのは、教育としてどれだけの効果を発揮してるかと。ぬるいみそ汁、あるいは冷たい御飯、そういったもので教育の基本が果たしているのかということでもあります。

そこでですね、お伺いをしますが、町長、食事、給食のですね、残食、要するに残しているという量について、おわかりであればお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

残食の多い食事、おかずというものはあるようでございます。卵の花炒りとか、これは何だ、おからですかね。あときしゃず、きしゃず。あと切り干し大根とかヒジキとかそういったものは比較的余り人気がないということで、残食率が18から20%ぐらい、つくったものに対してですねということでございます。

また、これは残食ということではないんでございますけれども、残食または野菜の切りくず等が19年度で大体24トンぐらい出てるということで、まあこれは残食だけではないということでございますけれども、そのぐらいの量が出てる。まあ物によっては2割ぐらいの残食が出てるというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今お話しいただいた内容で、要するに野菜くずですか、そういったものも含めて2万4,000キロ、24トンっていうんですか、そういったものが廃棄処分。廃棄といっても、これ何かりサイクルに回して、またお金をかけて堆肥化してるというようなお話を伺っておりますが、まずこの野菜くずは別としてですね、この残食がこれだけ出るという、この原因は何だと思えますか。まあすぐお答えいただかなくていいと思うんですが、私が考えるには、まあ要するに食べたくないとか、おいしくないとか、そういったことの積み重ねだろうということだと思います。今お話しいただかないパンや御飯、主食の残食率というのは、私が知ってる範囲では17%あるんですね。ですから、これを炊きたての御飯にするとですね、何と残食率0.5%になるという数字が出てんですよ。主食、御飯が。ほとんど食べ切ると。おかわりもう一杯の世界になるということなんですね。ですから、これだけ劇的に変わるという現状が、実際の

データとして私調べた中にあるんですが、こういったことについての感想というか、今の残食の原因とですね、今言ったもの、食べ切るというものについて、温度が因果関係としてあるんじゃないかと私は思うんですが、町長の感想をお伺いしたい。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、残食についてですが、これについては、確かに好みがございますので、家庭の味とは違う部分があるので、その部分でのものであるというふうには思います。

ただ、聞きますと、地区によっても残食がですね、同じおかずでも学区によって違うと。例えば、吉岡とか吉田の方では残さないんですが、もみじの方では残すとかですね、常日ごろの食生活の中の課題も結構大きな部分を占めてるんじゃないかと。ふだんから食べなれてるっていうんでしょうか、食べつけてるっていうんでしょうかね。そういうものについてと、何かよく違った国に来たような気がするとかっていつて食わなかったりすることがあるんですが、そういう状況もあるんじゃないかというふうに思っております。

やっぱり、あとおいしくないっていうか、私の話をさせてもらって恐縮ですが、うちの子供はうちの御飯よりも給食がおいしいという話をしたことがありまして、それでいいのかというふうに妻に申したことがございます。かつての給食の、何か我々の時代、私のときはなかったんですが、そのころ、その後に出てきた給食というのは確かに余りおいしくないというね、あれがあったようでございますけれども、今はそういうことではなくて、かなりおいしいもの、子供たちも献立を見て、きょうはって喜んで行くこともありましたので、おいしくないというよりは好みでない——好みでないのがおいしくないということなんでしょうか。あとはそういった家庭環境とかそういうことが、かなり影響が大きいんじゃないかなという部分、思いもします。

それから、御飯の残食率17%、炊きたてですと 0.5%、あつこんなにも違うのかとちょっと今思ったところです。これについては、ちょっと私も今意外に思っておるところです。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今お話しいただいたのと、ほぼ私も近いんですが、今月の献立表見せていただいて、私が食べた時代の給食とは、まるつきり内容もメニューの広さというか、そういったものまるつきり違ってですね、何でも食べれるという状況なのに、これだけの逆に言うと残食が出ていると。今言ったように、ふだん食べてるものと味が違うだとか、あるいは家庭的でないだとか、そういったことも大きな要因じゃないかというお話をいただきました。全くそのとおりだろうと思います。炊きたての御飯というのは、今言ったように、家庭的というところについてはですね、全く今家庭でもなかなかそういうものが提供できないような、共働きでですね、コンビニから買ってきた弁当だとか、そういったことで食事をさせてる子供たちもいないわけではないような時代になっております。しかし、コンビニの弁当ですらですね、今温めてくれるんですよ。温かいものを食べているわけですね。ですから、家庭の、家庭的な味というのは、炊きたての御飯ということだけでね、多分相当の、さっき言った残食率に貢献をしているというふうに私は思います。

で、私が炊きたて御飯って先ほどから申し上げてる、具体的に要するに家庭用のですね、電気炊飯器で学校で炊いたらどうですかっていうことを言ってるんですよ。40人教室だと1升だき三つで7合ずつ炊いて21升で済むんだそうです。ですから、我々の町の場合、特に小学校の場合ですね、落合のことで言えば十何人の生徒、一クラスですね。ということは、1升だきの家庭用の電気がま一つで炊きたてをそのまま提供できるという状況なんですね。実際にそうやっている自治体が、今言ったように残食率についても大きな効果を得ているということでもありますのでね、食育だとか、御飯を残すなだとか、嫌いなものでも食べなさいだとかということが、教育だとは思いません。

ただ、おいしくて食べ切るというのが、本来であれば栄養士さんがですね、これただ提供してるんじゃないくて、先ほどお話しあったように栄養士さんが必要なカロリーと必要な栄養素を一生懸命夜も寝ないで残業して考えて、あげくに2割を捨てちゃってるというようなね、本当にもったいない状況というか、栄養をとらせるための学習が、栄養不足になってるということにもなっているわけでありまして。ですから、そう

いった意味で完全に、私が調べた自治体では、完全に自分ところの米を自分たちが電気炊飯器で炊いて食わせて、ほとんど残食なしで全国的にも評価をいただいている。文科省あたりからも評価をいただいている。特段何もやってるわけじゃなくて、今言ったようにコンセントに差して、でき上がりの1時間前だったら1時間前にスイッチを入れてると。ただただそれだけの話なんです。

ですから、先ほど一番冒頭でお答えをいただいたように、一番最初に届いている、いて冷めやすい、例えば何かソーートの関係かどうか知りませんが、吉田の学校、小学校かどっかが一番早く到着してしまっているんだそうですね。そこで冬場でもですね、モデルで一回やってみたらどうですか。電気がま二つ、三つ用意して。その結果を踏まえて、それがどういう効果があるか。先ほどの温度に関する対策等について検討したい。その温度に対する対策という、保温ですか。ということじゃなくてね、今言ったように、電気がま一つ、二つ持って行ってですね、やってみた方が、より実証性が高いんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

まず、食事というものについて、学校で教える部分と家庭で教える部分と社会で教える部分と、そういったそれぞれの役割が基本的にあるんじゃないかというふうに思います。その中で、やっぱり食事については、基本的には家庭がそういった食育といいますか、食育というか、通常の日常生活の中でそういったものを教えていくのが、まず基本ではないかというふうに思います。

確かに今共働き等でお忙しい方もおるんでしょうけど、やっぱりそれでも子供を育てるためには、やはり家庭で温かい御飯をつくって、子供に食べさせるということが大前提ではないかというふうに思います。残念ながらコンビニ等というお話もありました。その辺からちょっと子供さんたちかわいそうな環境にあるなと改めて思うわけでございますけれども、そのことが大事なんだろうなと。

あと、学校で昼食、給食を提供することにつきましては、もちろんそういった食育という家庭における次の段階といいますか、それをやる中での必要もあるんだろうというふうに思っております。そういった中で給食にどこまで求めればいいのかと。

栄養的なバランスについては、今そういった栄養士さん等の中での大変なご苦労の中で提供ができています。また、あと残すということ、冷たいという部分もあるんでしょうけれども、逆に言えばもったいないという気持ちがどこに行ってしまったのか。我々子供のころ、御飯を食べて御飯粒を残すと年寄りとかに1粒残したって大変なんだよというふうな教えられ方をしました。そういったものを残さないように食べる、百姓さんが、お百姓さんが一生懸命手をかけてつくった米だからといった教育があったと思います。今、その給食に限らず非常に豊かな時代というんでしょうか、その割に大変厳しい生活といいながら、一方では飽食の時代という相反する世の中っていいですかね、状況がある中でこれでいいのかと、そっから言えばですね、思うところがございます。

そういった中で学校の給食としてやれること、やるべきこと、そういったことあると思います。もちろん議員おっしゃるとおり温かい御飯を提供して、そしてやるという方法も、方法っていいですか、こと。子供にとって、一番温かいので、そこで提供できればですね、いいというふうに思っておりますが、そこまでやる必要っていうかそういった、給食というものはどういうものなんだろうなという考え方、お弁当っていった場合、我々も弁当持ってきますけれども温かい御飯ではないわけですね。そういった食事もあるということも覚える必要があるんじゃないかと。決して温かいのを食わせる必要はないというわけではないですけども、そういった部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど申しました、保温ではなくてというお話でございますが、調べてるところでは確かにかなり温度が下がるという、今、嘉太神分校とか小さい学校の部分で調べておりますが、その方が温度が下がりやすいというか、温度差を見ますとかなり下がっております。そういったものについて、今後保温剤を使ってとかという考え方もあるところでございますけれども、炊飯器を置いてというところになりますと、それは比較的炊飯器ですからそのままということであるんでしょうけれども、どうなんでしょうねえ。あとおかず、そうするとおかずはどうなんだろうとかみそ汁はどうなんだろうというの也能出るのかなあ。全部すれば一番よろしいんでしょうけれどもね。その辺で、やっぱり給食としての役割っていいですか、学校給食としての役割といった場合に、そこまでする必要はあるんだろうかと、ちょっと私自身今思っているところがございます。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

調べてて、ちょっとえっと思ったんですが、こういうことをやってる自治体、「まほろばの里」っていうキャッチフレーズのある町ですね、えっみたいに調べてるとき思ったんですが、今お話しあったようにさまざまな課題もあって、どこまでがだとか、あるいはする必要があるのだろうか、さまざまな考え方があるというお話がありました。ならばないよりはあった方がいいと。逆に言いかえればですね、できるんであればやった方がいいということの範囲で考えれば何でしょう。私がこれを今回のテーマに取り上げたというのは、やっぱり言葉じゃなくて、やっぱり私もこの町、子供たちが未来を、この町を支える原動力ということを常々思ってますし、やっぱり政策としては、言ってみればここにいる大人たちがですね、ここにいるっていうか、要するに、大和町にいる大人たちが、大和町の子供たちのために何か今できることはないかというふうに考えるのは、本来の筋だろうと思います。で、大人たちがちょっとずつ我慢することによってね、子供たちになし得ることがあるとすれば、それは躊躇なく立ち入るべきだろうというふうに思います。

食というのは、やっぱり生きるための基本というか、今飽食の時代でそういう感覚がなくなっているから一番課題が大きくなってらんですが、やっぱりそういう意味からすると、子供たちが地元の米を愛し、地元の産業を知り、大人たちの思いを受けて、先ほど言ったように、家庭で本当は味わわなきゃいけないことを学校ですら味わえる家庭的な雰囲気っていうんですか、そういったものをたった一つの電気がまが与えてくれるのではないかというふうに私は考えましたのでね、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。このことについては、これくらいにします。

続きまして、住基カードについて伺います。これまでも何度かこのことについて伺っております。でも、私は何回か伺ってある程度のことは承知したつもりであります。一般の町民の方、住基カードって一体何なの、もう時期的にも相当経過したもんですから住基カードそのものの存在すら、もうわかんない状況なんじゃないかなというふうに思います。そういった意味も込めてお伺いします。

これから逆上って5年前に住基カードが、住基システムの第2次稼働という中で発券をされるようになりました。この住基カードを大和町はどういうふうに位置づけて

おられるのかというふうに伺いたい。PR不足は否めないと思うんですが、町民の利便性向上という効果を、本来は町民が十分に享受できているはずなのが、このことについてはなかなかそうではないと。

これは何かというのですね、やっぱり一言でいうと使いづらさというかね、そういったことが大きな原因だろうと。これを導入するとき、個人情報保護法とのやりとりの中で情報の漏洩だとかあるいは不正使用だとか、そういったところに話題が相当集中して、それに対応してセキュリティーだとかを相当厳密に厳格にやったというようなことがですね、結果として使いづらいということを招いたというふうに思っております。で、近年はどなたでもカードの1枚や2枚お持ちの時代になって、それも相当多目的で利便性の高いものになっておるわけですのでね、あえてこの住基カードを持たなくてもいいと。使いづらいものをわざわざ持っててもしょうがないやというような状況に現在はなっていると。

そういった中で、これまでも伺った中では周知、住民に対して、どうぞこういう制度ができましたからお使いくださいという周知がなかなか不足してるということや、あるいはICカードを使って、そのIC部分ですね、チップの部分を使っただけの単独事業やろうとしても、これもただでできるわけじゃなくてそれなりの財政的な投資が必要だからなかなか難しいんですよというようなことを課題として伺っております。まあ先ほど言ったように難しいというのは、やっぱり利便性を提供することが国も悩んでるし、自治体も悩んでいるというのが現状だろうというふうに思います。そういった中で今後どうするのかなあというふうに思うわけでありまして。政策として実施してるわけでありましてね。

で、1番目に住基カードの現在の発券枚数と、それをどういうふうにご利用されているかということをお伺いしますし、カードの不正の受給や、あるいは不正使用ですか、そういったものの現状。そして、その利用状況でよしとするのか、あるいは、今後はこういうことを考えてますよということがあれば、お聞かせをいただきたい。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、住基カードについてのご質問でございますが、住基カードにつきましては、平成15年の8月から住民基本台帳ネットワークシステム第2次サービス、議員おっしゃったとおりでございます。——として、希望者に対して市町村から交付されることになりました。本町の住基カード発行枚数でございますが、平成15年度に18枚、平成16年度に30枚、平成17年度に25枚、平成18年度に27枚、平成19年度50枚、累計で150枚でございます。カードの利用につきましては、主に身分証明書といたしまして銀行口座の開設時、パスポートの交付時、戸籍の届け出時等の際に利用されているようでございます。

次に、カードの不正受給でございますが、本町には例はありませんが、カードの偽造によって携帯電話や銀行口座の不正に取得されたケースがあったことは、マスコミ報道等で承知してるところでございます。本町におきましては、住基カード交付申請の際の本人確認は厳正、厳格に行っておりまして、今後も不正のないように努めてまいりたいと思います。

今年4月1日現在、住基カードの多目的利用団体、自治体でございますが、143団体と全体の8%となっております。多目的利用の主なものといたしましては、証明書の自動交付機、印鑑登録証、図書カード等となっております。

議員もご承知のとおり、ICチップには市町村が条例で定めるところによるサービスの提供に必要な情報を登録するためのカードアプリケーションが搭載できるとされておりまして、そのアプリケーションを搭載するためには新たな導入経費等ランニングコストが必要となるほか、独自サービスに対応するための各種機器の設置にも費用を要することとなります。

当該カードにつきましては、厚生労働省が2011年度発行を目指しております社会保障カードと、総務省が既に発行しております住基カードを1枚に統合する旨、検討に入ったとの報道もございますことによりまして、今後の活用につきましては、社会動向を見きわめながら研究してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今のお答えの中でお伺いをします。

不正使用はないし、不正受給もないと。基本的なことですが、この住基ネット、自治体によっては離脱したりだとかですね、法律論からいっても違憲だというような裁判例も出ているところもあるようではありますが、大和町、基本的にこの住基ネットシステム、住基カードについて、そういうスタンスをお持ちですか。お持ちでないですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

スタンスということは、この住基カードが必要ないということでしょうか。（「じゃなくて、違憲だとか、これは余り進めないんだとかということ……」の声あり）特別そういったことで具体にはやっておりません。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

要するに、この制度としてはカードもふえておるようですね、前回から伺ったよりはふえておりますので、これは扱うという前提があって運営、運用しているということでもいいわけですね。

そうしますとですね、次なる課題としてですね、前回も聞いたんですが、これを独自利用するためには、導入の経費だとかランニングコストだとか、あるいは各種の機器が設置するための費用が必要だから、なかなか難しいんだよということを前回も申されたし、今回もそれをお答えをいただいているんですが、そんな中でその前に使用法等、全国の使用方法としてはね、印鑑証明書の自動交付、印鑑登録証あるいは図書カード等々となっているというようなことでお調べいただいたんだろうと思うんですが、こういう利用状況もあるというようなお話しなんですが、ちょっと私も気になって調べてみたんですが、昨年、ことしだけでもですね、電算システムで税務課では滞

納整理関係のシステムを入れてますね。生涯学習課では図書の管理システムを入れてますね。保健福祉課では障害者福祉サービスシステムを今立ち上げたばかりですね。で、ご承知のとおり、町民課では後期高齢者医療制度システムを稼働させたばかりですね。

あるいはこの本体、住基ネットシステムも都度バージョンアップをされていると。投資されてるんですよ。電算システムにね。何千万、何——という金を。ですから、投資する費用がないんじゃないじゃなくて、ちゃんと投資してるんですよ、電算システム。そのアプリケーションとして、これを使うか使わないかのやりとりをしてないだけで、このことだけに金をかけるということじゃなくてですね、例えば図書システムだって、図書カードとして使うシステムにできるんですよ。個人が図書を借り出すときに、その住基カードを示せば、それで顧客番号だとかそういったものが、要するに貸出票のかわりになるわけですね。ですから、どうなんでしょう。そういったことからしてですね、その住基カードを何とか生かそうじゃないかというような、あるいは住民としてこの住基カードを使うためにはどういうシステムが必要なのかだとかっていうことを検証、ニーズを検証してないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ニーズというものについて、顧客——顧客っていいですか、お客さんに聞いたところがそういった、確かにそれはないと思います。これまで、例えば他の町村でやるとか、塩釜市さんとかでやっておられます中でも、そういったものを見させていただいてありますが、投資はしてるということ、例えば、塩釜市さんでは自動発券をやっております、証明書ですね。あれについては、費用のお話をすれば 4,500万の。

機械がかかっております。それはそのほかにも——何だあそこはたまたまATMっていうんですか、銀行の自動支払機か何か、それが撤去されたので、その場所を使ってその機械を入れたということで、その設備費については浮いた——浮いたといえますか、かかんなかったんだけど、機械だけで 4,500万かかっていると。先ほど

言った図書システムとか、それとはまた違ってるんじゃないんでしょうかね。今回滞納整理システムとかっていうのは、確かに今度入れておりますけれども、これらについては滞納のリストが今まで手書きで整理されておった。これを電算化することによって手書きのものももちろん利用するわけですが、常に新しい情報を入れてお客さんが来たときに、すぐ出てくるようなシステムとか、そういうふうにしてるわけですし、図書についても、図書館についても図書のそれを全部登録をして、その辺の管理、または貸し出しについてもできるようにという形でやっておりますので、確かにシステムの投資はしておりますけれども、これとこの住基のやつと連動するんでしょうか。

済みません。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

要するに基本的なこれは身分証なんです。ですから、そのシステムで町の中としては、そういういろんなデータにオンラインできるということですね。で、個人としては本を借りるときに、そのカードを示せば個人の身分保証書として出せるということなんです。図書を借りるだとか、あるいは例えば障害者福祉システムでも、例えばこのカードを申請しに行ったときに示すことによって、今までのデータにご自分が申請してきたというのを、係員がそのカードで確認して、今までの履歴はこうで、改めて受け付けする必要ないだとか、そういったことにもつながるんですよ。ですから、実際には今いった住基カードで申請書つくって 4,000万円の自動発券カードを使うというようなことじゃなくて、今実際にやってるサービスの中に身分証だとか借りられるカードだとか、あるいは今はやってらっしゃらないけれども、印鑑証明のカードってありますよね。印鑑証明取るときに、個人で印鑑証明書って。それもその登録カードにかわって住基カードが証明書になるわけなんです。ですから、そういったことを検討される、されて普及されるお気持ちはないんだろうかということでの、要するにこの住基カードというものがあるのにもかかわらず、2万 4,000の中 150枚しか普及してないということに問題は、問題意識はないんだろうかというふうなことです。いかがでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

この住基カードについての問題意識ということでございますけれども、今、高平議員おっしゃってるのは、身分確認証として使ったらどうかという形になるんでしょうかね。

これは、この住基システムについては、何ていいますか、利用の度合いがですね、全国的に使えるものは何なんだろうと。まずですね、これを持ってることによって、ということの必要性が一番最初だったと思います。それで、どの町村に行っても、例えば住民票がもらえますよとか、そういった中のものがありました。あと、独自のものはそれぞれの町村がつけるということなんでございますけれども、基本的に一番最初の基本のもので必要とするかどうかということだったと思うんです。これは逆に言うところのシステム、こういったカードの使い方について説明不足だった部分がいまだにあるんでしょうけれども。あと本当にこれがカードとして、人によって私は使わないと、使えないという人も、私も実は持ってるんですが、高平議員1番で持ってるはずで、私2番。使われましたか。(「3回ぐらい」の声あり) そうですね。私一回も使ってないんですけども、そういうような状況で、転勤する人たちなんかは結構使えるのかもしれませんがね。そういう部分ではなかなか使い方が難しいといただきますかね、その辺の根本のものについての使い方といただきますか、そういったものの説明不足、国も町もまだ理解不足というのがあるんじゃないかなと。先ほど申しましたけれども、そういった形で今度2011年には社会保障カードと一緒にするというような形で、その辺もあって国の方もそういった省庁を超えて一緒にやるという部分があるのかなというふうに思っております。(「議長、まだ5分あるので続けていいですか」の声あり)

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今まさにおっしゃったとおりなんですよ。持っても使う場面がなくて何のために

持ってんだと。できだから、んで私そいの気づいだから作っぺっていう方以外は利用する価値がないから作んないという、一部、おっしゃるとおりなんです。だから、それを使わせるようなことを考えなくていいんですかという今回の問いなんです。だからそのために町独自、国のやつは使いづらいというのが答え出てるわけですから、町独自として、さまざまにそれを有効活用する方法を考えてはいかがですかと。現在投資してるさまざまなものにそれを乗っけていくようなお考えをされたらば、改めてそのものだけに投資するという考え方でなしにね、このカードが普及していくと。ご承知だと思いますけれども、今年から3カ年、これ交付税措置されて無料、結果としては無料でカード、今までは私お金出してつくりましたけど、無料でつくれるんですよ。そういうアピールもされてますか、大和町で。してないですよ。だからそういうスタンスでいいのかということですよ。ですから、印鑑証明取りに来たときに、今まで印鑑証明用のあれしか使えなかったものが、それ1枚で図書も借りられるだとか、そちらの保健福祉課でも使えるだとか、そういう利便性を高めるようなことによって、それも無料でできますよというようなことですね、普及させることを考えるべきじゃないかなというふうに私は思ってます。いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

普及させるというか、こういったシステムがあるわけでございますので、利活用をということは考えなければいけないんだというふうに思ってます。普及が先か利便性が先か、鶏・卵みたいな話になってしまうところもありますけれども、なかなか何ていいますかね、やっぱり最初の、これの出だしがちょいとまずかったといいたしょうか、ではなかったかなというふうに思います。

今後どういった方法があんのかということでございますけれども、これ今の結構免許証返納した高齢者の方々が、そのかわりに身分証がなくなるということでもらってる、提供するという方法とかもあるというふうにも聞いております。そういったことも一つはね、方法の一つかなというふうに思いますけれども、このままでいいとは思いませんけれども、でもすぐどういうふうにできっかなというのはちょいと、ちょっと……。どうなんでしょうねえ。今 150人なんですね。5年間。これはPRの仕方も

まずかったところもあるんでしょうけれども、それだけ必要性が認められなかった部分というのも現実的にはあるのかと。全国で比較的率低い状況でございますけれどもね、その辺ちょっと……。

さっきも言いましたけれども、社会保障カードと一緒にしたことによってまた違った要素は出てくるのかというふうに思っておりますけれども、その辺少し周り周りを見ながらというもまた違うのかもしれないけれども、そういった状況を見る必要はあるのかなというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今おっしゃったとおりで何に使ったらいいかなということで私も考えました。で、その中で無料だっというのが一つは、ただでつくれるというのが大きなファクターですから、これはぜひアピールしていただきたいし、それと今回の答弁書の中にあった中の、先ほども申しあげましたけれども印鑑証明カード、これにかわるものというか、これと並行するものというかね。今までのカードを否定するんじゃないで、そのカードのかわりにこれをやりませんかというキャンペーンを張って、一気に持つてる人の数をふやした町があります。ですから、今までのカードはそのまま使いたいという人は、どうぞそのままお使いくださいと。ただ、住基カードを持つとただでつくれるし、このカード1枚で印鑑証明も取れますし、住民票も取れますよというような形でやってるところで、一気に伸ばしてるところもあります。ですから、初期投資をかけない中でね、やれるものの中にはあると私は思いました。ですから、ぜひこれはあるツールですからね、それを考えていただきたいというふうに申し上げて、私の一般質問を、これで終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時06分 休 憩

午後0時57分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3「承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町税条例の一部を改正する条例)」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(大和町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

それでは、議案書の1ページになります。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

大和町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正条文の説明の前に専決処分の経過等につきましてご説明申し上げます。

平成20年度の地方税法等の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に法律第21号として公布されたものであります。その内容につきましては、3月3日の全員協議会でご説明を申し上げてきたところでございます。

主な内容でございますけれども、個人住民税に係る寄附金税制の拡充ということで控除対象寄附金の拡大等地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等でございます。

固定資産税における住宅税制の改正といたしまして、省エネ改修を行った住宅に係る減額措置の創設、長期優良住宅における特例措置の創設、新築住宅に係る減額措置

の延長等でございます。

公益法人制度への対応といたしまして、公益社団、財団法人、一般社団、財団法人の均等割につきましては、最低税率の適用、固定資産税に係る非課税措置等々でございます。

上場株式等の譲渡益、配当軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大といたしまして各種特例の要件緩和、適用期限の延長等でございます。

医療制度改革に伴う国民健康保険税条例の改正といたしまして、課税限度額56万を47万に、新たに後期高齢者支援金等課税額を12万とするもの、その他特定世帯に対する軽減措置等々などの改正であります。

このことに伴い、大和町の税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例のそれぞれ一部を改正する条例を条例準則に沿って4月30日付で専決処分といたしまして、平成20年度の町税、国保税等の課税に支障のないよう条例改正をいたしましたものであります。

それでは、承認第10号につきましてご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

大和町税条例の一部を改正する条例

大和町税条例の一部を次のように改正するものであります。

済みませんが、別添ですね、条例議案説明資料により説明をさせていただきます。済みませんが、説明資料の2ページをお願いいたします。大和町税条例の新旧対照表になります。

なお、適用条文の変更、文言整理につきましては、説明を省略させていただきます。

初めに、第31条でございます。均等割の税率の設定であります。公益法人制度改革に伴った措置として公益社団、財団法人、一般社団、財団法人を明確にし、税率表を改定し、均等割については、最低税率を適用するものであります。当町には、現在、該当法人はございません。

次に5ページをお願いいたします。

第34条の7、寄附金税額控除の規定であります。控除方式の変更や寄附金控除の上限額の引き上げや適用下限額の引き下げ等控除対象寄附金の拡大や寄附金見直しを規定するものであります。

11ページをお願いいたします。

第47条の2 公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、

老齢基礎年金等の年額が18万以上のもの、特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超えないものを対象に徴収制度の創設の規定でございます。

次に条例附則でございますが、19ページをお願いいたします。

第7条の3個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、第3項につきましては住宅ローン特別控除の申請書提出期限の特例といたしまして、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合でも、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、特別控除を適用できることとするものであります。本町の場合、対象は342名、町県民税合わせまして1,532万4,000円を見込んでおります。

23ページになります。

第10条の7第2項でございますが、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ基準に適合する改修工事が行われたとき、翌年度の税額を3分の1減額するものであります。基準の適合証明として建築士等の有資格者が発行する証明書が必要となります。

それでは、議案書に戻っていただきます。19ページをお願いいたします。

附則であります。第1条は施行期日についての規定で、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第1号から第5号に掲げる改正規定等については、各号に定める日から施行することとなっております。

次に20ページをお願いいたします。

第2条につきましては個人町民税、25ページになりますけれども、第3条につきましては法人町民税、27ページになりますが、第4条につきましては固定資産税に関する経過措置であります。

以上が、税条例の一部を改正する条例の概要であります。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、承認第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

それでは、議案書の28ページになります。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

29ページになります。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

大和町都市計画税条例の一部を、次のように改正するものであります。

それでは、条例議案説明資料2より説明をさせていただきます。38ページをお願いいたします。

大和町都市計画税条例の新旧対照表になります。第2条第2項及び附則第12項の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例に関し適用条項の変更により条文改正を行うものであります。

議案書に戻りまして29ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項は公布の日から施行とするものであります。第2、第3、第4項は経過措置で、施行日前のものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上が、都市計画税条例の一部を改正する条例の概要であります。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、承認第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

議案書の31ページになります。

承認第12号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

32ページをお願いいたします。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

大和町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものであります。

それでは、別添議案説明資料により説明をさせていただきます。40ページをお願いいたします。

大和町国民健康保険税条例の新旧対照表になります。第2条の課税額でございます。課税限度額を56万円から47万円とし、新たに後期高齢者支援金分を12万円とするものであります。

第5条の2国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、後期高齢者制度の創設により単身世帯となる、いわゆる特定世帯に対して5年間に限り世帯別平等割額を2分の1に軽減するものでございます。

議案書に戻っていただきます。34ページになります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2項は適用区分として経過措置を規定したものでございます。

以上が、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要であります。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1番 (藤巻博史君)

第2条のところでございますけれども、基礎課税額のところ、旧のところは56万円というふうに書いてあるんですけども、新の方ですね、分けまして国民健康保険税の方が基礎課税額47万、それから後期高齢者の支援金の方が12万ということで、結局そうすると最高のやつが、合計するとこれ59万ということになる。要するに最高額が、最高のところでは3万円上がるということでしょうか。というふうに理解していいのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

今まで56万であったものが59万になるということでございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、承認第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第55号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第56号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第57号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第58号 平成20年度大和町一般会計補正予算」

日程第10 「議案第59号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第11 「議案第60号 町道路線の廃止について」

日程第12 「議案第61号 町道路線の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第55号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例から日程第12 議案第61号町道路線の認定についてまでを一括議題とい
たします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第52号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、母子・父子家庭に対し医療費の一部を助成する制度でございますが、このたび国の法律が改正に伴いまして、宮城県保健福祉部より条例改正の指導通知があり、一部の改正をお願いするものでございます。

改正点としましては、助成、支援を受けられる対象より中国残留邦人等を除外するものでございます。このことにつきましては、今年の4月より国の法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の改正によりまして、中国残留邦人等への支給、給付制度が確立されたことに伴いまして、他の制度から中国残留邦人等につきましては、ほとんどの方が、ほとんどが支援から除外することとなったことによるものでございます。

他の改正点としましては、文言の整理でございます。

それでは、条例議案説明資料の48ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条につきましては、表現の整理でございます。旧条例では「現にその扶養を受けている児童並びに父母のいない児童で構成されている」となっておりますが、この表現では母子家庭または父子家庭と父母のいない児童が同居してるといように誤解が受けられるということより、このたび表現を改めまして「現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のいない児童を含む」と規定を改定するものでございます。

第2条1号、2号につきましては、これは字句の整理でございます。これまでの「扶養」という字句を「監護」という字句に改めるものでございます。このことにつきましては、真の親子でなくても、同居をしていなくても養育、監督、保護してくれる親権者関係であれば補助対象、助成対象といった内容について、これまでの条例の中で誤解を招かないように「扶養」という字句から「監護」という字句に整理改めさせていただくものでございます。また、漢字の「者」という字を平仮名の「もの」というふうに改め、条文を整理させていただくものでございます。

第2条3号につきましては、「父母のいない」から「父母のない」という字句に改めるものでございまして、他の母子・父子関係の法律においてすべて表現が統一されたことによるものでございます。この表現は、これまで「親のいない」では両親が死んでしまったとか捨て子とかのイメージを与えることより表現が改正されるものでございます。

49ページの第3条につきましては、1項では「子」、子供の「子」の定義を明確にするため「その者に監護されている児童」という字句に定義づけするものでございます。

2項につきましては、中国残留邦人等への支援給付を助成対象外とすることを追加規定するものでございます。

第4条につきましては、第3条との条文の整合を図るため、旧条文の「母子・父子家庭の母又は父又は児童」という表現を「助成対象者」という表現に改めるものでございます。また、入院時生活療養費も食事療養費と同様に助成対象外とすることを追加規定するものでございます。

2項につきましては、旧条文の「当該医療に係る」という字句を削除しまして字句の重複を避け条文の整合を図るものでございます。

3項につきましては、やむを得ない理由がある場合の取り扱いにつきまして追加規定するものでございます。これにつきましては、例えば入院等で申請ができなかったという場合は退院後30日以内に申請できるなどという旨を明記するものでございます。

50ページの第6条につきましても、表現の整理でございます。一部負担金、これ医療費の一部負担金、個人の負担の分でございますけれども、一部負担金の額を「審査」という字句を挿入するものでございます。これにつきましては、何らこれまでの事務と変わりはないわけでございますけれども、同一世帯の者の所得確認も必要になるという意味合いより「審査」という字句を新たに加えるものでございます。

議案書の36ページに戻っていただきます。お願いします。議案書の36ページでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとし、経過措置としまして平成20年4月1日以降に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。議案第56号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、心身障害者が医療機関にかかった際の医療費の一部を助成する制度でございますが、このたび前議案のとおり法律改正がございまして、宮城県よりの条例改正の指導に伴いまして一部を改正するものでございます。

改正点としましては、大きく分けまして3点ほど改正お願いするものでございます。

1点目は、前議案、第55号の条例と同様に中国残留邦人等を対象外とすることを追加規定するものでございます。

二つ目としまして、後期高齢者被保険者証を有する身障者、今年4月からでございますけれども、後期高齢者の保険者証を有する身障者が県外に入院等、または入所ということで県外に移動した場合でも、この補助制度を、助成制度が適用されるものを規定したものでございます。

3点目としましては、当該医療費の助成制度にはこれまで入院時食事療養費を除くというふうに規定されていたものに対しまして、入院時生活療養費をも除くと新たな追加規定を行うものでございます。この件に関しましては、実務としましては何ら変わらないものでございますけれども、誤解を生じないよう新たな文言を追加整理するものでございます。

それでは、条例議案資料の51ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条につきましては、被保護者の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条により支援給付を受ける者」を加えまして、中国残留邦人等への支援を除外する規定を明確にしたものでございます。

第3号につきましては、本町内から入院等のため他県等へ施設等の住所を移動した場合でも、後期高齢者被保険者証を有する身障者は引き続き本町の補助対象、助成対象になる旨を規定したものでございます。

第4条につきましては、引用いたします法律の制定年、番号が前条の既に第3条の中で明記をされておりますので、条文の削除を行うものでございます。さらには、当該助成制度ではこれまで入院時食事療養費、食事療養費と入院時生活療養費の両方について助成対象としておりましたが、このたび条文の整理に当たり誤解を生じないよう入院時生活療養費について追加規定として明文化したものでございます。

議案書の37ページお願いいたします。戻っていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしまして、経過措置としまして平成20年4月1日以降に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとしております。

なお、本町には中国残留邦人等は該当者はいないということになっております。よろしく願い申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

続きまして、議案書の38ページ、議案第57号でございます。大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

大和町企業立地促進条例の一部を、次のように改正をいたすものでございます。

条文の説明につきましては、新旧対照表の52ページをごらんいただきたいと思います。

まず旧の、新の第2条第3号につきましては、重点区域を新たに追加するもので、重点区域を特定区域のうち、特に町が企業立地を推進する大和リサーチパーク及び大和インター周辺流通団地といたすものでございます。

旧の方の第5号であります、「立地支援企業者」については削除をいたすものであります。それぞれあと後方については繰り上げ・繰り下げとなっておりますが、新の方では繰り上げております。

旧第4条につきましては、「又は立地支援企業者（以下「企業者等」という。）」というような文言でございますが、第2条第5項により削除したことにより「企業者等」の文言を削除いたすものでありまして、以下の条文でも同様に「企業者」に文言を整理いたすものでございます。

53ページの方の新の第5条第2項につきましては、企業立地奨励金の交付については重点区域内に限定をいたすものでございます。

第3項につきましては、「重点区域内を除く特定区域内における企業立地奨励金の交付額を新設した事業所の操業開始日の属する翌年1月1日の賦課期日より算出される投下固定資産額に100分の3を乗じた額とし、事業所ごとに1億円を限度とするもので、1年度に交付できる額は5,000万円を限度とし、最長3年度で分割して交付する」の文を新たに加えたものでございます。

第6条の用地取得奨励金、第7条の雇用促進奨励金、次ページ・54ページですが、第7条の2用地取得助成金については、「特定区域」を「重点区域」に変更いたすものでございます。第9条については、前段で申し上げました企業者に文言を統一をいたすものであります。

新の方の第10条第2項第1号につきましては、「重点区域内における企業立地奨励

金」を加えるもの、第2号は重点区域内を除く特定区域内における企業立地奨励金の申請について、申請につきましては操業開始日から1年を経過した日から2月以内とするものでございます。

以下、条文については、それぞれ繰り下げをいたしたものでございます。

第13条の2につきましては、第10条が変更になったことにより第2号を3号といたすものでございます。

議案書の方に戻っていただきます。39ページでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第58号 平成20年度大和町一般会計補正予算についてでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,296万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億6,396万円とするものでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の表の規定でございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正の規定でございます。

43ページをお開きいただきます。43ページは、第2表 債務負担行為の補正について記載をいたしてございますが、今回、追加といたしまして都市計画マスタープランの策定業務の委託につきまして、20年度・21年度とかけて策定をする予定でございます。限度額738万2,000円として追加をさせていただくもの。

二つ目は、変更といたしまして、当初予算におきまして新庁舎建設工事につきまして債務負担行為の設定を議決いただいたところでございますが、当初におきましては庁舎と車庫を対象として予定をしていたところでございますけれども、最終的に精査をいたしました結果、外構を含んで発注の方が事業の進捗上効率的である。さらには諸経費の面からコスト縮減が図れるという結果になりましたので、一括発注できる内容といたしまして限度額を改めさせていただくものでございます。

なお、今回の債務負担行為の変更におきましても、20年度で支出として予定をいたしておりました歳出予算に計上いたしております6億2,600万円につきましては、変更しない予定でございます。

それでは、別添の資料の事項別明細書の3ページをお開きいただきます。

3ページ。歳入でございますけれども、総務費国庫補助金につきましては、平成21年5月、来年5月から開始されることになってございます裁判員制度の候補者抽出のシステムの構築費の助成費でございます。

16款県支出金の民生費県補助金につきましては、オストメイトトイレ2台を設置するための購入経費の助成でございます。

3項委託金の教育費委託金につきましては、記載の子どもと親の相談員活用調査研究事業、並びに13歳の社会へのかけ橋づくり事業に伴います定額の委託経費でございます。

18款寄附金につきましては、青年団の活動収益に伴いまして青年団から寄附を受けたものでございます。

19款繰入金、宮床財産区特別会計繰入金につきましては、支出の方でもご説明申し上げますが、宮床8地区の集会施設へのエアコン設置の助成に充てます繰入金でございます。

20款繰越金につきましては、収入財源との調整のため、平成19年度決算剰余見込みの一部を今回の収入とし充てるものでございます。

21款の諸収入4項受託事業収入の部分につきましては、自転車競技場管理受託事業収入につきましては、財団法人宮城県スポーツ振興財団と宮城県自転車競技場の管理受託契約を結んでおりますが、走路の補修経費の部分について今回追加計上したものでございます。

雑入につきましては、1点は介護サービス財政調整基金を5月31日で廃止する条例規程の議決をいただいておりますが、廃止したことに伴いまして残額の収入を見込んだものでございます。2点目とて、大和町文化振興協会の運営事業の精算金ということで平成19年のまほろばホールの自主事業の精算分を計上いたしましたものでございます。

では、5ページをお願いいたします。歳出になります。

2款1項3目財政管理費の積立金でございますが、前段収入でご説明を申し上げました介護サービス基金廃止に伴います収入部分について、財政調整基金への積み立て

を行うものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、歳出の6目企画費の24節につきましては、大和町地域振興公社の株式を前副町長郷古一郎氏所有の株式1株について、大和町が譲渡を受けることといたしまして、町が保有するための出資金の補正計上でございます。

なお、今回の1株を保有いたしますと、公社の株式総数が250株のうち、大和町保有の株式数は189株になるものでございます。

次に、7目電子計算費の13節につきましては、平成21年5月からスタートいたします裁判員制度にかかわります裁判員候補者抽出対応既存住基システムを国の交付金事業で改修するための業務委託料の計上でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

では、13節諸費でございますが、先ほど収入の際にも申し上げましたところですが、宮床財産区からの繰入金部分につきまして、記載の山田生活センターから向原コミュニティセンターまでの8地区につきまして、エアコンを設置するための助成経費を計上いたしましたものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

3款1項2目老人福祉費の19節地域福祉活性化事業でございますけれども、となりぐみ生き生きサロンへの補助でございます。高田地区で20年度で導入するというところで今回補正を計上したものでございます。

なお、基本分につきまして3万円、利用者割、まあ20人から49人になりますが、7万5,000円、合わせて10万5,000円を助成しようとするものでございます。

なお、今回の補正額につきましては、既決予算との関係からの額となっております。

4目の障害者福祉費18節備品購入費でございます。これにつきましては、障害者自立支援特別対策事業の一つでオストメイト対応のトイレの購入でございます。2基を購入しまして、まほろばホールに設置しようとするものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

6ページであります。2項5目の児童館費であります。4月の人事異動等による職員体制に係る措置でありまして、1節につきましては、落合児童館の嘱託館長報酬を計上いたしましたものであります。4節は社会保険料の計上であります。7節賃金であります。吉田児童館における臨時保育士の賃金をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

4款1項1目保健衛生総務費19節の里帰り妊婦健康診査助成金でございますけれども、妊婦一般健康診査の県内での受診費用につきましては、20年度より2回から5回までの費用を公費で負担することとして、公費で負担することとしておりますが、里帰りによりまして県外の医療機関で受診される方にも助成しようとするもので、助成金につきましては、妊婦一般健康診査と同額でございます。1回目が1万8,110円、2回目が6,290円、3回が7,990円、4回が9,650円、5回が7,990円ということで、1回・2回分につきましては20人分、それから3回・4回・5回目分につきましては40人分を想定した中で今回計上したところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

6款1項2目商工振興費でございます。11節需用費につきましては、企業誘致や定住促進のための従業員向けのPR用パンフレット等の増刷費用となるものでございます。15節工事請負費につきましては、進出決定企業等への歓迎看板の設置費用となるものでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

6ページでございます。7款2項2目道路新設改良費86万 1,000円の増額補正をお願いいたしますものにつきましては、町単独事業におきまして町道山下大沢線及び町道偕楽園線の用地測量に要するものでございます。また、防衛省の補助事業費分につきましては、事業の組みかえを行うものでございます。12節役務費91万 2,000円につきましては、馬場後石高線と道路改良工事及び舞野蒜袋線の歩道設置工事の用地買収に伴います不動産鑑定に要するものでございます。13節委託料の 167万円につきましては、山下大沢線、偕楽園線の用地測量及び馬場後石高線、舞野蒜袋線の支障物件調査に要するものでございます。7ページをお開きいただきます。17節公有財産購入費及び22節の補償費につきましては、馬場後石高線、舞野蒜袋線の用地買収及び立木等の補償に要するものでございます。これらの経費につきまして、15節の工事請負費で調整いたしますものでございます。

次に、7款4項1目の都市計画総務費につきましては、13節委託料におきまして都市計画マスタープラン策定業務委託として 220万円の補正をお願いいたしますものです。町の総合計画、国土利用計画の策定及び県の線引き見直し作業に対応して平成21年度までの2カ年度で策定するものでございます。

10ページをお開きをいただきたいと思います。この債務負担行為調書にも記載してるとおり、総額で 738万 2,000円を予定するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、8款消防費1項5目災害対策費の11節につきましては、去る4月28日吉田種沢地区の山林で発生をいたしました遭難者救出の際の出動団員の飲み物等に要した食糧費の補正計上でございます。

なお、地元消防団員53名ほか捜索隊員全員で104名の出動をしたところでございます。当日無事救出されたということでございますので、報告させていただきます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

次に、9款2項2目の教育振興費でございますが、8節の報償費であります。この計上につきましては、県の教育委員会の調査研究委託事業であります子どもと親の相談員等活用調査研究事業といたしまして、吉岡小学校が実施するものでありまして、子どもと親の相談員を配置し、多動性行動等の児童に対して早期対応を図ろうとするものであります。

3項2目の教育振興費であります。県の補助事業であります13歳の社会へのかけ橋づくり事業といたしまして、中学1年生の社会参加を促進し、公共心や勤労観等の育成を図るための経費、図るための各種体験活動に要する経費について計上いたしましたものです。それから、外国語指導助手招致では、これまで派遣が自治体国際化協会でありましたが、7月末で1人が満了することを機に、民間機関からの派遣を受けることとし、予算を組み替えるものでございます。1節の報酬であります。国際交流協会からの指導助手分、9月から3月までであります。その7カ月分を減額計上いたすものであります。8節につきましては、社会へのかけ橋づくり事業で手話通訳に係る講師の謝金代、それから11節は、同じく社会へのかけ橋づくり事業の事務用品代、事務消耗品代ですね——であります。13節の委託料であります。民間機関からの外

国語指導助手派遣委託料でありまして、9月から3月までの7カ月分を計上いたしましたものであります。

なお、この委託経費であります。外国語指導助手の給与、住宅費、渡航赴任費、講師、町内での学校に通う交通費ですね。それから、講師の管理経費等を含むものであります。年間約委託料といたしまして500万程度を見込んでございます。これまでの指導助手であります。これまでの指導助手につきましては、報酬のほかに住宅費、渡航費、あるいは町内の学校に対する学校までの交通費等が、自治体の負担でありまして、これらを含めると、年間で約650万程度の経費となっていたものでございます。

なお、この民間機関からの委託につきましては、他の自治体の導入事例も参考としたものであります。

14節であります。社会へのかけ橋づくり事業で、活動移動に係る車の借り上げ代であります。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長 (横田隆雄君)

4項社会教育費2目の公民館費からでございます。11節ですが、収入の寄附金で説明がありましたとおり、郡の連合青年団の合唱部が、本年3月15日に開催しました第1回チャリティーコーラスコンサートでの収益金の一部を児童図書購入に役立ててもらいたいとしまして寄附をいただいております。今回、まほろばホールの図書室に配備することとしたものでございます。寄附先につきましては、黒川の4町村と黒川行政組合で総額で17万2,000円となっております。

なお、合唱部につきましては、今年5月25日に県の青年文化祭において最優秀賞となりまして、11月に東京で行われます全国大会に出場することになってございます。

次に、4目のまほろばホール管理費でございます。15節の工事請負費につきましては、公共施設に設置されております身体障害者用トイレに人工肛門、人工膀胱造設者対応トイレ、オストメイトトイレというんですが、この設備を保健福祉課長から説明がありましたとおり、補助を受けて購入されたものを設置工事を行うものでございまして、設置箇所につきましては、まほろばホールの学習棟とホール棟の障害者用のト

イレ2カ所ございますが、そこに設置をいたすものでございます。18節の備品購入費についてでございます。まほろばホールの1階の事務室、学習棟和室の電気湯わかし設備が13年を経過しておりますので、これまで修理を繰り返してきたわけですが、修理が困難となりましたので、新規に取りかえを行うものでございます。

次に、まほろばホールの管理費の関連でございますが、4ページの収入の方ですね、21款5項の諸収入の雑入でございます。財政課長から説明あったんですが、平成19年度の大和町の文化振興協会の運営事業費の補助金の精算についてでございます。別紙、今日お渡ししております別紙2枚ものですが、下の方に「まほろばホール」って記載しております説明資料をですね、ごらんいただきたいというふうに思います。

表紙をめくっていただきますと「文化振興協会の歳入歳出決算書の事項別明細書」として記載をしております。

事業運営に要します収入の大きなものとしましては、収入に要します大きなものとしましては、入場料金と町からの補助金となっております。19年度の決算につきましては、収入の方が、歳入の総額でございますが、2,647万4,574円、これに対しまして歳出の決算額2,596万9,602円となっております、差し引き残額50万4,972円、これにつきましては、翌年度の一般会計に補助金の精算として戻し入れをすることにしておりますので、今回計上いたしておるものでございます。

最終、歳出のですね、内容につきましては、次のページの事業の報告書の中に、右側の方には事業の主なものを記載いたしておりますが、19年度におきましては、この事業内容見ていただくとわかるんですが、特に小学生から高齢者まで幅広く音楽を楽しむというようなことで、いろんなジャンルのコンサートを7回ほど実施をしております。また、見たり聞いたりするだけでなくみずから参加をしてもらうということで、ここの中の9番目に住民参加型事業ということで、吉田 正記念オーケストラのコンサートを実施しております。これにつきましては、大和中学校の吹奏楽部、そのほか大和コーラスほかですね、コーラスグループ、これら合わせて舞台に180名ほどステージで共演したということで、大変感動を呼んでおる事業もあります。このほかに映画ですね、余りなかったんですが、よい映画を見るというようなことで「千の風になって」とか「ふみ子の海」とか「佐賀のがばいばあちゃん」とか、そういうものを実施しまして予想を上回る入場者があったところでございます。また、芸術文化振興を図るためにですね、まほろばホールのギャラリーを活用した絵画あるいは写真の展示とか美術ワークショップ等を開催をいたしてございます。

一番下にあと記載しておりますが、まほろばホールの催しや施設の紹介、あるいは芸術文化各種団体の活動、貸し館の関係とかですね、そういうものにつきましてホームページの開設準備に向けた事業も実施をいたしておりまして、平成20年度、今テスト的にホームページですね、流しておりますが、6月中にいろんな情報を入れ込んでですね、正式にホームページとして発信をしていきたいというふうに思っております。

以上が、概要でございます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

5目の教育ふれあいセンター管理費でございますが、12節の役務費につきましては、飲料水等の水質検査手数料であります。14節につきましては、掃除用具の借上料についてそれぞれ計上いたしましたものであります。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長 (横田隆雄君)

5項の保健体育費2目体育センター管理費についてでございます。体育センターの事務室のガラス製の屋根が一部破損しておりますので、建物災害共済保険の100%補償を受けまして修繕をいたすものでございます。

4目の総合運動公園管理費の12節、24節につきましては、自動車の車検に要する費用でございます。

6目の自転車競技場管理費につきましては、宮城県自転車競技場の走路トラックのバンクに亀裂、クラックが生じておりますので、走行上危険な状態を回避するために補修をいたすものでございまして、費用につきましては、諸収入の受託事業収入に計上しておりますが、すべて宮城県のスポーツ振興財団からの負担によるものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の方にお戻りをいただきまして44ページをお願いいたします。

議案第59号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条ですが、520万円を追加いたしまして、総額を7,274万4,000円といたすものでございます。

2項につきましては、補正の内容についての表の規定でございます。

詳細は事項別明細書12ページをお開きいただきます。歳入でございますが、今回の歳出に充てます財源を、財産造成基金からの繰入金と予定するものでございます。歳出につきましては一般会計の繰り出しで、内容につきましては、一般会計でご説明を申し上げました、宮床8地区集会施設のエアコン設置の助成に向けるものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

議案書の46ページをお開きをいただきたいと思います。あわせまして別冊で配付いたしております、町道廃止・認定路線関係説明資料をあわせて参照いただきたいと思っています。

議案第60号 町道路線の廃止についてご説明をさせていただきます。

下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いいたすものでございます。

対象路線、記としまして、流通平2号線、起点が大和町落合相川字塚越42番の7、終点が大和町落合松坂字大久保9番でございます。

流通平3号線、起点が大和町落合相川字塚越3番31の2、終点が大和町落合松坂字要害1番1でございます。

別添の図面の方をごらんをいただきたいと思っています。

その前に、表紙の裏に書いてございます表の中で、廃止路線・流通平2号線の起点のところに「落合合川」と書いてございます。字句の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。また、終点の「大和庁落合」と書いておりますけれども「庁」が「町」の訂正でございます。おわびいたしまして訂正をさせていただきたいと思っております。

次の図面のところで、青線を表示してところが廃止路線でございます。で、流通平2号線につきましては、道路、団地の中央部を横断する道路でございます、延長が810メートルでございます。続きまして、流通平3号線は、団地中央を縦断する路線でございます、延長が402.1メートルでございます。

以上の2路線を廃止するものでございますけれども、今回の町道廃止につきましては、大和流通工業団地におきまして、自動車関連産業の部品製造工場パナソニックEVエネルギーの立地に伴いまして、団地内の再造成を図るために町道路線を廃止するものでございます。

議案書の47ページをお開きをいただきたいと思っております。

町道路線の認定についてでございますが、議案第61号 町道路線の認定について。

下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線名は流通平2号線でございます、起点が大和町流通平3番、終点が大和町流通平4番1でございます。別冊の調書の一番裏のページでございます。赤で表示したところが認定路線でございます、団地の東側の中央部を横断する延長118.9メートルの路線でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により6月12日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、6月12日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

再開は13日の午後1時です。

ご苦労さまでした。

午後2時00分 延 会